

神奈川県盛土規制のあり方意見聴取会設置要綱

(設置目的)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に関する有識者の意見を聴取し、神奈川県盛土規制に反映させるため、神奈川県盛土規制のあり方意見聴取会（以下、「意見聴取会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 意見聴取会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 神奈川県所管区域における盛土規制法に基づく規制区域の設定に必要な諸条件の設定に関すること
- (2) 神奈川県所管区域における盛土規制法に基づく規制区域の候補区域の設定結果の妥当性に関すること
- (3) 神奈川県所管区域における盛土規制法の運用に関する事項に関すること
- (4) その他、盛土規制に必要と認められる事項

(設置期間)

第3条 意見聴取会の設置期間は、令和7年5月31日までとする。

(構成員)

第4条 意見聴取会は、盛土規制に関する学識経験を有する者等から選定した者3名をもって構成し、神奈川県県土整備局河川下水道部長が委嘱する。

- 2 意見聴取会の構成員（以下「構成員」という。）の選任期間は、会議設置の日から令和7年5月31日までとする。

(会長)

第5条 意見聴取会に会長1人を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、意見聴取会における意見を取りまとめる。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

第6条 意見聴取会は、事務局が必要に応じて開催する。

- 2 事務局は、必要があると認めるときは、会長と協議の上、意見聴取会に構成員以外の者を出席させることができる。

(意見聴取会の公開)

第7条 意見聴取会は非公開とする。

(守秘義務)

第8条 構成員は第2条の事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 意見聴取会の庶務は、事務局として神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び
建築住宅部建築指導課が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会の運営等に関し必要な事項は別に定め
る。

附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行する。